

国立研究開発法人森林研究・整備機構の研究開発分野におけるベンチャー支援規程

令和7年3月11日
6 森林機構1078号

(目的)

第1条 本規程は、国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）森林総合研究所、森林総合研究所林木育種センター及び森林総合研究所森林バイオ研究センター（以下「森林総合研究所等」という。）における研究成果の実用化を促進するため、森林総合研究所等発ベンチャー（以下「森林総研発ベンチャー」という。）の適正な支援を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 森林総研発ベンチャーとは、森林総合研究所等の所有する知的財産権を活用する成果活用事業者であって、本規程に基づき森林総研発ベンチャーと認定されたものをいう。
2 森林総研発ベンチャーは、機構から本規程に定められた支援を受けることができる。

(ベンチャー認定委員会)

第3条 森林総研発ベンチャーの認定、認定の取消し及びその他の検討事項を審議するため、森林総合研究所等にベンチャー認定委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2 委員会の委員長は、理事（企画・総務・森林保険担当）とし、委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
3 委員会は、委員長のほか理事（研究担当、育種事業・森林バイオ担当、法令遵守担当）、総括審議役、企画部長、研究リスク管理監、研究企画科長、研究管理科長、社会実装推進・知財戦略室長、総務部長、総務調整監、担当研究ディレクター、担当研究コーディネーター及びその他委員長が指名する者をもって構成する。
4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会にその他の役職員及び外部有識者等の出席を求めることができる。

(認定の手続)

第4条 森林総研発ベンチャーの認定又は認定期間の延長を希望する者（以下「申請者」という。）は、様式1の申請書に、事業内容、使用する知的財産などに関する書類を添付の上、理事長に提出するものとする。
2 理事長は、前項で受けた申請の審査について、委員会に諮問する。
3 委員会は、審査を行うとともに、必要に応じて申請者との面接等を行い、理事長に審査結果を答申する。

- 4 理事長は、委員会の答申を基に認定及び支援内容の可否を決定し、様式2によりその結果を申請者に通知する。

(認定の条件)

第5条 森林総研発ベンチャーの認定にあつては、次の各号のいずれにも該当することを要件とし、その有効期間は認定の日から5年間とする。ただし、延長申請を妨げないものとし、その有効期間はさらに5年間とする。

- 一 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第34条の4第1項に規定する成果活用事業者であること
- 二 事業の実施により森林総合研究所等の研究成果の社会実装の実現が見込まれること
- 三 森林総合研究所等の業務に支障を与えないこと
- 四 事業内容等が公序良俗に反しないこと
- 五 設立した日から概ね10年を経過していないこと
- 六 第一号から第五号までに掲げる事項のほか、森林総研発ベンチャーとして不適当なものでないこと

(ベンチャーに対する支援)

第6条 機構は、森林総研発ベンチャーに対し、森林総合研究所等の業務に支障のない範囲で各号に掲げる支援を行うことができる。

- 一 事務室又は研究室として森林総合研究所等内に場所を確保し、貸与すること
 - 二 研究設備等の利用を許可すること
 - 三 森林総合研究所等が所有する知的財産権（森林総研成果活用ロゴマークを含む。）の実施権の許諾又は設定を行うこと
 - 四 その他、理事長が科学技術・イノベーション創出の活性化のために必要と認める支援を行うこと
- 2 前項第一号の規定により、事務室又は研究室を貸与するには、国立研究開発法人森林研究・整備機構不動産等管理規程（13森林総研第84号）に基づく契約を締結するものとする。この際、理事長が適当と認めるときは、貸付料の減免等の措置をとることができる。
- 3 第1項第二号に規定により、研究設備等を利用するには、国立研究開発法人森林研究・整備機構物品管理規程（13森林総研第83号）に基づく契約を締結するものとする。この際、理事長が適当と認めるときは、貸付料の減免等の措置をとることができる。
- 4 第1項第三号に規定する実施許諾等については、国立研究開発法人森林研究・整備機構知的財産権実施規程（13森林総研第72号）に基づき知的財産権実施契約を締結するものとする。この際、理事長が適当と認めるときは、一定期間、優先的な実施や実施料の減免等の措置をとることができる。

- 5 機構の役職員が森林総研発ベンチャーの活動を行う場合は、国立研究開発法人森林研究・整備機構職員の兼業取扱規程（17森林総研第1542号）に基づき兼業として行うものとする。

（機構の法的責任）

第7条 森林総研発ベンチャーの認定付与は、機構に何ら法的責任を生じさせるものではない。

（報告の義務）

第8条 森林総研発ベンチャーは、理事長に対し、毎事業年度終了後、速やかに様式3により事業の実施状況について報告しなければならない。

- 2 森林総研発ベンチャーは、当該ベンチャーに関し、増資、減資、解散、破産、再生手続、更生手続等の事実があった場合には、速やかにその旨を理事長に報告しなければならない。

（認定の取消し）

第9条 理事長は、森林総研発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取消することができる。

- 一 森林総研発ベンチャーの事業活動が、第5条に規定する要件を満たさなくなった場合
 - 二 森林総研発ベンチャーの企業活動が、機構の事業活動の円滑な実施に支障を来たと判断した場合
 - 三 森林総研発ベンチャーが社会的信用を失墜する行為を行った場合
 - 四 第一号から第三号までに掲げるもののほか、機構の不名誉となるおそれがある場合等、森林総研発ベンチャーとして認定することが適当でないと判断した場合
- 2 前項による認定の取消しを受けた者は、当該取消しを受けた日以降、森林総研発ベンチャーとして認定を受けていた事実を利用し、事業を行ってはならない。

（認定の解除）

第10条 森林総研発ベンチャーは、第4条第4項に基づき付与した認定について、様式5によりその解除を申し出ることができる。

（損害賠償の請求）

第11条 森林総研発ベンチャーが故意又は過失により機構に損害を与えた場合、機構はその損害賠償を森林総研発ベンチャーに対して請求することができる。

- 2 機構が故意又は過失により森林総研発ベンチャーに損害を与えた場合、森林総研発ベ

ンチャーはその損害賠償を機構に対して請求することができる。

(主管部署)

第 1 2 条 森林総研発ベンチャーの認定に関する主管部署は、企画部研究管理科とする。

(その他)

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施において必要な事項は、別に定める。

附則 (令和 7 年 3 月 1 1 日 6 森林総研第 1 0 7 8 号)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1（第 4 条第 1 項）

年 月 日

森林総合研究所等発ベンチャー認定申請書

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

理事長 ○○○○ 殿

申請者 住所
会社名
代表者名

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等ベンチャー支援規程第 4 条第 1 項の規定により、森林総合研究所等発ベンチャー（略称：森林総研発ベンチャー）であることの認定（新規 ・ 延長）を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1. 会社概要
2. 会社の事業内容及び主な事業成果・事業計画
3. 会社が所有する知的財産権または技術・知見等
4. 会社が活用する国立研究開発法人森林研究・整備機構の研究成果
5. 会社が希望する支援の内容
6. その他

添付書類

1. 会社定款
2. 事業計画書
3. 会社経歴書
4. 決算報告書（直近 2 カ年分）
5. 代表者の履歴書

様式2甲（第4条第4項）

認 定 書

（会社名）

（代表者名）殿

貴社を「森林総研発ベンチャー企業」として認定します。

認定期間：令和年月日～令和年月日

支援内容：別紙「支援内容通知書」のとおり（支援に関する要望があった場合のみ記載。）

年 月 日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

理事長 ○○○○

様式2乙（第4条第4項）

結果通知書

（会社名）

（代表者名）殿

○年○月○日申請の森林総合研究所等発ベンチャー認定申請について、貴社を「森林総合発ベンチャー企業」として認定しないことを通知します。

否決理由の説明を要する場合は実務担当者に問い合わせ願います。

年 月 日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

理事長 ○○○○

様式 2 甲の別紙（第 4 条第 4 項）

年 月 日

支援内容通知書

（会社名）

（代表者名） 殿

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

理事長 ○○○○

○年○月○日付で「森林総研発ベンチャー企業」の認定を受けた（○年○月○日付で「森林総研発ベンチャー企業」認定期間の延長が承認された）貴社に対する支援内容について、下記のとおり決定したので（一括不承認の場合は「下記理由により支援しないこととしたので」とし、1. 以下は記載しない。）通知します。

記

1. 支援決定事項（第 6 条第 1 項各号のうち、該当ありの事項のみ記載）

（一 事務室又は研究室としての場所を貸与）

- ・ 場所：
- ・ 内容：
- ・ 期間：

（二 研究設備等の利用を許可）

- ・ 場所：
- ・ 内容：
- ・ 期間：

（三 知的財産権の実施許諾又は設定）

- ・ 知的財産権の名称：
- ・ 内容：
- ・ 期間：

（四 その他）

- ・ 内容：
- ・ 期間：

2. 支援の条件

支援を受けるためには、次の条件を遵守して下さい。

- (1) 森林研究・整備機構の指示に従い、支援に関する契約の締結等の手続を行うこと
- (2) 森林研究・整備機構に対し、毎事業年度終了後、速やかに事業実施状況を報告すること
- (3) 支援の内容に関して変更する必要がある場合には、速やかに森林研究・整備機構に申し出ること
- (4) 森林研究・整備機構が定める支援に関する定めを遵守すること
- (5) 支援に関し疑義が生じた場合には、森林研究・整備機構に協議を申し出ること

3. 支援の中止又は変更

森林研究・整備機構は、支援の期間中であっても、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等ベンチャー支援規程第9条第1項に掲げる以下の事項のいずれかに該当する場合は、支援を中止又は支援の内容を変更します。

- (1) 森林総研発ベンチャーの事業活動が、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等ベンチャー支援規程第5条に規定する要件を満たさなくなった場合
- (2) 森林総研発ベンチャーの企業活動が、機構の事業活動の円滑な実施に支障を来たと判断した場合
- (3) 森林総研発ベンチャーが社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、機構の不名誉となるおそれがある場合等、森林総研発ベンチャーとして認定することが適当でないと判断した場合

4. その他

様式3（第8条第1項）

年 月 日

事業実施状況報告書

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

理事長 ○○○○ 殿

住所

会社名

代表者名

○年○月○日から○年○月○日における事業の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 実施状況

（実施状況が確認できる資料・書類等を添付）

2. 財務状況

（財務状況が確認できる決算書・税務申告書(税務署の収受印有)・財務諸表等を添付）

3. 備考

様式4（第9・10条）

認定取消通知書

（会社名）

（代表者名） 殿

貴社の「森林総研発ベンチャー企業」としての認定を取り消します。

なお、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等ベンチャー支援規程第9条第2項のとおり、当該取消しを受けた日以降、森林総研発ベンチャーとして認定を受けていた事実を利用し、事業を行ってはならない。

取消理由

年 月 日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構
理事長 ○○○○

様式5（第10条）

年 月 日

森林総合研究所等発ベンチャー認定解除申請書

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

理事長 ○○○○ 殿

申請者 住所
会社名
代表者名

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等ベンチャー支援規程第10条の規定による、森林総合研究所等発ベンチャーの認定を解除したいので、下記のとおり申請いたします。

記

理由：（特別な事情がある場合、解除する希望日、そのほか必要事項を記載）

担当者及び連絡先：（解除後も実務担当者と連絡可能な電話番号、及びメールアドレスを記載）